

# 中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会

中小事業者の省エネルギー対策を推進するため、効果的な省エネルギー設備等を導入する中小事業者(エコアクション21等の認証・登録事業者)に対し、その費用の一部を補助します。

## 補助対象者

兵庫県内に事業所を有し、かつ次の①～④に掲げる要件をすべて満たす者が対象です。

① 「(一財)省エネセンターの省エネ最適化診断又は「省エネお助け隊の省エネ診断」を過去3年以内に受けていること。

(ただし、事業所の新規立地等の際に太陽光発電設備等を設置する場合を除く。)

② 中小企業基本法第2条第1項で規定される中小企業

下表【A】【B】いずれかを満たす法人または個人事業者

業種	資本金の額または出資の総額 【A】	常時使用する従業員数 【B】
製造業等(運輸業・建設業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※ 発行済株式等の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業及び発行済株式等の2/3以上を大企業が所有している中小企業を除く。

③ 年間エネルギー使用量(原油換算)が原則として1,500kL未満の工場・ビル等において省エネ対策を行う者

④ エコアクション21またはISO14001の認証・登録事業者または登録手続き中の事業者

## 補助対象事業及び補助対象経費

### 【補助対象事業】

- ① 省エネ効果があると提案された設備への更新・改修、建物の二重窓、高断熱サッシへの改修
- ② 省エネルギー化を主目的とした10kW以上50kW未満の太陽光発電設備(全量売電を除く。)、バイオマス熱供給設備

※ ②のうち、太陽光発電設備を設置する事業については、製造工程等(サプライチェーンを含む。)において人権に配慮し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)」を遵守して製造されたシステムであることとする。

### 【補助対象経費】

《設備費》 補助事業の実施に必要な機械装置、省エネ機器等の更新・改修等に要する経費

《直接工事費》 補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費及び本工事に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費

〔※ 消費税及び地方消費税の額は除きます。〕

☆ 補助金額：補助対象経費の1/3(上限100万円)

## 募集期間

令和6年4月18日～令和6年12月20日[必着]

※ 先着順につき、早期に受付を終了することがあります。

## 補助金申請までの流れ

### ステップ1：省エネ最適化診断を受診

※ ここでは省エネルギーセンターの省エネ最適化診断受診のケースをお示ししています。

- ① ここから省エネ最適化診断の申込書を入力します。  
申込書を <https://www.eccj.or.jp/shindan/index.html> からダウンロードしてください。様式に従い、診断に必要な情報を記入します。  
申込書の記入方法、省エネ診断については省エネルギーセンターにお問い合わせください。  
(TEL : 03-5439-9732)
- ② 申込書をメールで当協会あて ( E-mail : [pvcenter@eco-hyogo.jp](mailto:pvcenter@eco-hyogo.jp) ) に送付します。标题を「省エネ最適化診断申込み (会社名)」としてください。  
(当協会を経由して省エネルギーセンターに申し込みます。)
- ③ 診断日程の調整  
診断費用の入金確認後、省エネルギーセンターから日程調整の連絡があります。  
日時が決まりましたら、当協会にお知らせください。
- ④ 省エネ最適化診断を受診
- ⑤ 省エネ最適化診断の報告書が届きます。  
診断受診後、1か月程度で診断結果の報告書が届きます。  
※診断日程の調整、診断から報告書の送付までに時間がかかります。早めの受診をお勧めします。

### ステップ2：省エネ改修等について検討

- ⑥ 報告書で提案のあった省エネ改修等について検討します。  
※ 診断を受診したことで改修等が義務付けられるものではありません。

### ステップ3：補助金を申請

建物の新築時に太陽光発電設備等を設置する場合はステップ3からこの場合、現地に当協会の環境技術専門員を派遣し計画内容を確認します。

- ⑦ 改修等計画を決定、補助金を申請します。  
補助金交付要綱、申請書類は当協会ホームページよりダウンロードしてください。  
<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/tyuushou2024/>

## 提出先・問い合わせ先

### ◆中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会 温暖化対策第1課  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18  
TEL 078-735-7744 FAX 078-735-7222 E-mail : [pvcenter@eco-hyogo.jp](mailto:pvcenter@eco-hyogo.jp)

### ◆エコアクション21

同協会内 エコアクション21地域事務局  
TEL 078-735-2780 FAX 078-735-7222 E-mail : [ea21hyogo@eco-hyogo.jp](mailto:ea21hyogo@eco-hyogo.jp)  
(※ 問い合わせ時間 : 平日 9:30~12:00、13:00~17:30)